

太陽光発電設備 設置に補助 追加募集

市は、省エネルギーの推進と地球温暖化防止の一環として、再生可能エネルギーの太陽光発電設備の設置に対して、次のとおり補助金を交付します。

***補助対象者** 次の①～③の要件をすべて満たす人

①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人または補助対象機器付き建売住宅を購入した人

②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金の交付決定通知を受けていること

③市税を完納していること

***補助対象機器** 自立運転コンセント付太陽光発電設備

***補助額** 3万円/kW(予算の範囲内で先着順、上限12万円)

***申請方法** 10月1日から、環境衛生課に備え付けの申請書(市HPからダウンロード可)と必要書類をそろえて、環境衛生課へ ※受け付けは平日の午前8時30分～午後5時15分のみ

***問合せ** 環境衛生課(内線413)へ

耐震 ご利用ください!

市は、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断や耐震補強工事に対して、補助金を交付しています。

予想される東海地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるため、ご自宅の地震対策を進めましょう。

***対象となる木造住宅** 昭和56年5月31日以前に建築または着工された、地階を除く階数が3階以下の木造住宅 ※丸太組み構法や国の認定を受けているプレハブ工法の住宅は除く

***募集戸数・募集期間など** 下表のとおり

***申込** 建築課や上石津・墨保地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所に備え付けの申込書(市HPからダウンロード可)を建築課へ持参受け付けは平日の午前8時30分～午後5時15分のみ

***問合せ** 建築課(東庁舎2階、内線683・684)へ

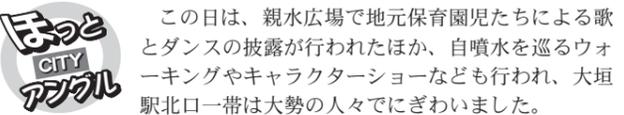
区分	補助率など	募集戸数	募集期間	備考
無料耐震診断	耐震診断が無料で受けられます	50戸(先着順)	10/1～12/27	・申込後、市から岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣し、耐震診断を行います
耐震補強工事補助	費用の10分の7以内(限度額210万円)	7戸(抽選)	10/15～10/26	・岐阜県木造住宅耐震相談士による設計および工事監理であること ・平成25年2月15日までに工事が完了すること

駅北口に憩いの空間誕生 大垣駅北口広場が完成

9月16日、平成18年度から整備を進めてきた「大垣駅北口広場」が完成し、記念式典が行われました。式典には、小川市長や岡本市議会議長らが参加し、くす玉割りなどで完成を祝いました。

真新しい広場は、機能的なロータリーや大垣らしさを演出した親水広場(愛称:水都北口オアシス)などを備えた快適な公共空間となっています。

この日は、親水広場で地元保育園児たちによる歌とダンスの披露が行われたほか、自噴水を巡るウォーキングやキャラクターショーなども行われ、大垣駅北口一帯は大勢の人々でにぎわいました。



完成を祝い、ミナモダンスを披露する園児たち

国民年金保険料の後納制度 遡っての納付可能期間が延長 2年→10年

10月から、国民年金保険料の後納制度が始まります。

国民年金は納め忘れた保険料があると、将来、受け取る年金が少なかったり、年金そのものを受け取れなかったりする場合があります。これまで、納め忘れた保険料があっても、遡って納めることができるのは2年前まででしたが、新たな制度により、今年10月から3年間に限り、10年前まで遡って納められるようになります。

後納制度の対象となりうる人には、通常の年金保険料の納付書とは別に、順次、「お知らせ」と「申込書」が日本年金機構から送付されます。後納制度を利用すれば、将来、受け取る年金額を増やせたり、老齢年金の受給資格を得るための期間が不足していた人は、年金の受給資格を得られる可能性が出てきます。

後納制度の利用には、事前申し込みが必要です。送付された「申込書」に必要事項を記入し、年金事務所まで手続きを行ってください。また、「お知らせ」が届く前でも、年金事務所を確認のうえ、申し込みができます。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または大垣年金事務所(☎78-5166)でお尋ねください。

〈清掃〉 浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要

ご利用ください! 便利な制度

浄化槽を設置している人は、3つの義務を一括で契約することができる「浄化槽らくらく一括契約」をご利用いただくと便利です。

この契約者は、(社)岐阜県浄化槽連合会が浄化槽機能の修理を保証する「岐阜県浄化槽生涯機能保証制度」が利用できます。また、県指定の法定検査機関

である(財)岐阜県環境管理技術センターが実施する「みず再生施設認定制度」も利用できます。これは、現在使用中の合併浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、同センターが認定する制度です。

「浄化槽らくらく一括契約」の契約者は、上記2つの制度を無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検登録業者にお問い合わせください。

10月1日は浄化槽の日ですー 浄化槽の正しい管理を!

3つの義務を守りましょう!

浄化槽が正しく機能しないと、河川の汚染や悪臭の発生などの環境悪化を招きます。

浄化槽を使用している人は次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

〈法定検査〉 毎年1回、保守点検とは別に水質に関する検査(11条検査)がすべての

浄化槽に必要な。また、浄化槽を新設・入れ替えした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

〈保守点検〉 浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。県登録の保守点検登録業者へ依頼してください。

地域主権一括法に係る 条例の制定・改正について 意見募集

市は、地域主権一括法の成立に伴い、各分野において条例の制定・改正を進めています。これは、地方の自主性や自立性を高めるために設けられた地域主権一括法により、これまで地方に対し義務付けられていた事項などがなくなり、地方自らが条例などで決定し実施することが必要となったためです。

そこで、地域主権一括法に係る条例の制定・改正にあたり、市民のみなさんのご意見を広く募集(パブリック・コメント)します。

***条例制定・改正概要の閲覧と意見書の設置場所** 市政情報コーナー(市役所1階)、各担当課 ※市HPで条例制定・改正概要の閲覧や意見書のダウンロードもできます

***意見の募集期間** 10月1日(月)～31日(水)〈必着〉

***意見の提出先・問合せ** 下表の担当課へ(郵送での提出の場合はいずれも「〒503-8601 丸の内2-29」へ)

意見を募集する条例の概要	担当課
道路の構造の基準等について	道路課(内線622) FAX: 81-3302 e-mail: douroka@city.ogaki.lg.jp
準用河川管理施設等の構造の基準について	治水課(内線632) FAX: 81-3302 e-mail: chisuika@city.ogaki.lg.jp
水道事業等の布設工事監督者の基準・水道技術管理者の基準について	水道課(内線572) FAX: 81-0981 e-mail: suidouka@city.ogaki.lg.jp
公共下水道の構造の基準等について	下水道課(内線582) FAX: 81-0981 e-mail: gesuidouka@city.ogaki.lg.jp
都市公園等の設置基準について	都市施設課(内線676) FAX: 81-4869 e-mail: toshishisetsu@city.ogaki.lg.jp
市営住宅の入居収入基準・整備基準について	住宅課(内線832) FAX: 81-4869 e-mail: housing@city.ogaki.lg.jp

案内 体育の日は「もえるごみ」のみ収集

10月8日(月)は祝日(体育の日)ですが、「もえるごみ」は通常どおり収集します(上石津・墨保地域は、ごみ収集日カレンダーのとおり)。

ただし、「もえないごみ」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集は休みます。8日がこれらの収集日にあたる区域は、10月11日(木)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。

ごみの野外焼却は禁止

家庭でごみを野外焼却することは法律で禁止されています。野外焼却を行うと、ばい煙・悪臭・灰などが発生し、近隣に大変迷惑がかかります。また、有害物質であるダイオキシン類の発生にもつながります。

家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定日に各地区のごみステーションに出してください。

なお、左義長や農業を営むうえでの野外焼却は、法律の例外規定として認められていますが、近隣への配慮が必要です。また、火災と間違えられての誤報などを防ぐため、事前に最寄りの消防署へ届け出をお願いします。

パブリック・コメント 第五次総合計画後期基本計画素案

市は、まちづくりの指針となる「大垣市第五次総合計画後期基本計画」の策定を進めています。

この計画は、平成25年度から29年度を計画期間とし、将来都市像「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」を実現するための基本的な施策を体系的にまとめたものです。

策定にあたり、同計画素案に対する市民のみなさんのご意見を広く募集(パブリック・コメント)します。

***計画素案の閲覧と意見書の設置場所** 市政情報コーナー(市役所1階)、行政改革推進室 ※市HPで計画素案の閲覧や意見書のダウンロードもできます

***意見の募集期間** 10月1日(月)～31日(水)〈必着〉

***意見の提出先** 行政改革推進室(〒503-8601 丸の内2-29、FAX: 81-4460、e-mail: gyoukaku@city.ogaki.lg.jp)へ

***問合せ** 行政改革推進室(内線278・279)へ

市民便利帳+電話帳の合冊本 10月から市内全域に配布

市は、N T Tタウンページ(株)と共同で、行政手続きなどの市政情報を掲載した「大垣市市民便利帳」と「タウンページ&ハローページ(岐阜県西濃版)」の合冊本を発行します。

今回の取り組みでは、N T Tタウンページ(株)が編集・印刷・配送などを担当し、市は経費を負担することなく、市政情報を提供することができます。

10月4日から順次、同社が市内全域の家庭や事業所などへポストイング(ポストへの投函)で配布します。

配布については、タウンページセンタ(☎0120-506-309、平日:午前9時～午後5時)へ、「市民便利帳」については、秘書広報課(内線246)へ。

審議を傍聴してみませんか		
情報公開審査会・個人情報保護審査会・個人情報保護審議会		
10月5日(金)	10:00～11:00	市役所2階第1会議室
・個人情報ファイルの届出について ほか		
会議区分	公開	担当課
		財務課(内線325)
新庁舎建設市民懇話会		
10月16日(火)	10:00～11:00	市役所3階合同委員会室
・現庁舎の現状について ほか		
会議区分	公開	担当課
		契約課(内線311)

川と海のクリーン大作戦 10/21(日) ~ふるさと美しい川をみんなで守ろう~

10月21日、木曾三川流域などの市町村が一斉清掃を行う「川と海のクリーン大作戦」が行われます。

ふるさと財産である美しい川を守るため、皆様のご協力をお願いします。

***とき** 10月21日(日) 午前8時～9時
〈受付:午前7時30分～、小雨決行〉

***服装・持ち物** 作業着、軍手、運動靴など ※ごみ袋は配布

***問合せ** 治水課(内線634)へ

集合場所	
①	津村町(津布良公園東河川敷)
②	東町(国道21号新揖斐川橋下流)
③	大村(県道岐阜垂井線揖斐大橋下流)
④	馬の瀬町(川並小学校前河川敷)
⑤	今福町(名神高速道路橋梁下流)
⑥	浅西(鶴森排水機場)
⑦	墨保町墨保(犀川橋東)
⑧	墨保町上宿(上宿橋東)
⑨	墨保町下宿(下宿橋東)
⑩	上石津町乙坂(携帯電話基地局東)